No. 150

小作爭議調査表

（月報番號第一三五號）

（昭和十年九月分）

項目	内容
場所	小倉市三萩野
關係人員	地主 松田喜七　小作人 細川源太郎
地主關係團体	ナシ
發生	昭和十年六月十二日
終熄	昭和〃年九月二十四日
關係地種類面積	田 三反九畝四歩
小作人關係團体	日農北九州聯合會
原因	現地主は前地主が都合に依り借用を競売に付したる物件を勝手定地に之として購入し最近に至り小作人に対し土地返還を要求したるも応せざる為土地引上の訴訟を提起したるに因る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は組合幹部と共に拒否の態度を協議し調停申請書を以て之に抗争す。九月廿四日小倉區裁判所に於て調停委員会を開催す。小作人側は日農北九州聯合会長以下三十名の組合員が出動應援し来り、調停官は地主及小作人に対する認識不足等を以て啓蒙の為相当長時間調停を試みたる結果左記條件にて解決せり。

法財人團 協調會福岡出張所

結果

九月七日解決の條項（関係小作人三名）

第一條 昭和九年度小作料は七割減とし納米期日を二期に分ち第一期を七月末日、第二期を十二月末日とし二回に分ち完納すること

第二條 従来通りの小作料を以て小作せしめ昭和十年以降の小作料納期は翌年一月二十日迄とし若し止むを得ざる場合に於ては一月三十日迄延期する事を得

第三條 地主の承諾なく該畑を勝手に第三者に賃貸譲渡、土地の変更等を為す事を得ず

第四條 小作金納の場合は納期日の福岡縣購買販売組合聯合會の相場に依り換算すること

第五條 各項違反及小作米を期日に収めざる場合は地主に於て請求を為し尚十日を過ぐも納入せざる場合に於ては土地返還を要求するも異議なきこと

九月二十日解決の分

一條 昭和八年度分迄の滞納米は百分の五を以て決算済みとし昭和十年十二月三十日迄に支払ふこと

二條 昭和九年度小作米に関しては七割減額を承認、向ふ五ヶ年々賦を以て支払ふこと

三條 昭和十年度以降の小作料は翌年一月二十五日迄に納入のこと 若し納入せざる場合は地主に於て催告状を発し尚十日を経るも納入せざる時は地主に於て土地引上ぐるも異議なきこと

四條 天災地変に依り不作の場合其他に於て減額の要求を為す場合は一應地主の検見を求め交渉の上為すこと

五條 土地の変更譲渡に関しては地主の承諾を得ること

備考

六條 各項違反の場合は地主に於て強制執行を為すも異議なきこと